

令和元年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：公立大学法人宮崎県立看護大学

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	保健師の力育成事業	県内保健師の現任教育推進に係る委員会、研修に係る業務委託	1,267,000	第167条の2第1項第2号	本事業は、保健師の実践力・指導力の向上や現任教育の推進のため研修等を委託するものである。段階別保健師研修の運営体制がとられ、「宮崎県保健師現任教育マニュアル」に基づいた研修の企画・実施・評価を効果的・効率的に実施できる団体は県内に同大学のみであることから同大学と随意契約を締結することとしたものである。	福祉保健部 医療薬務課
2	国保データベースシステムを活用した分析等事業	・国保データベースシステムを活用した医療費データ分析 ・分析結果の活用方法に関する市町村への助言	3,740,000	第167条の2第1項第2号	県が市町村とともに国保の共同保険者となり、主体的に医療費適正化の取組を実施するため、国保データベースシステムを活用した医療費分析及び市町村への情報提供を行うことが必要である。 国立保健医療科学院のセミナーで講師を務め、他県の自治体においてデータ分析による保健事業改善等に携わる等、医療費適正化に資するデータ分析や助言を行った実績がある統計学の専門家は県内では同大学にしか在籍していない。また、ひむかヘルスリサーチセミナーで県内の保健師の保健指導力の向上と、統計分析力の向上に取り組んできた実績もあるため、同大学との随意契約を締結することとしたものである。	福祉保健部 国民健康保険課